

# 道路附属物等の色彩やデザインについて

平成29年5月10日

東京都建設局道路管理部安全施設課

# 1 都建設局における道路附属物の色彩等について

## ◆道路工事設計基準（東京都建設局：平成28年4月）

○都建設局が施行する設計・工事の基準

・東京都建設局設計委託標準仕様書において主要技術基準及び参考図書として規定

○道路附属物等の色彩やデザインについても規定

## 2 決定方法及び実効性の持たせ方

○道路工事設計基準の改定は、2年に1回

○道路工事設計基準分科会において、改定作業

○次回の分科会は、今年度

平成28年度

道路工事設計基準

## 3 課題及び 検討会の取りまとめの活かし方

○分科会と連携し、本検討委員会の内容を反映

平成28年4月

東京都建設局

# 4 都建設局における道路附属物の色彩等の事例

## (1) 防護柵の色彩・デザインについて

(4) 防護柵等（都型パイプ柵（P1-Pt）を除く。）の色彩は、「景観に配慮した防護柵の整備ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に基づき地域の特性や整備計画に応じた適切な色彩を選定することとし、ダークブラウン（こげ茶色）、グレーベージュ（薄灰茶色）、ダークグレー（濃灰色）の3色を基本とする。

都型パイプ柵（P1-Pt）の色彩は、濃緑色（O42-30T）を原則とする。ただし、地域の特性や整備計画に応じて景観を配慮した整備をする場合は、ガイドラインに基づき、ダークブラウン（こげ茶色）、グレーベージュ（薄灰茶色）、ダークグレー（濃灰色）の3色のいずれかにすることができる。

また、通学路において必要がある場合には、パイプ、ビーム（支柱を除く）の色を緑色（O37-60T）とする。

なお、隣接する防護柵との統一性や、特に安全性を確保する必要がある区間では白色等、基本色以外を選択できるものとする。



写真1. 都型防護柵



写真2. 修景防護柵



## (2) 歩道橋の色彩・デザインについて

色彩は原則として下記による

### ○環状線

路線名	色票番号
3号線	○29-80B ※薄灰色
4号線	○22-80C ※灰色
5号線	○49-70H ※濃彩緑色
6号線	○45-70D ※淡灰色
7号線	○19-85F ※バナナ色
8号線	○59-60H ※青色

### ○放射線

2号線	○65-80D ※薄青色
3号線	○35-70H ※若緑色
6号線	○15-80F ※薄橙色
7号線	○57-70D ※青緑色
8号線	○19-85F ※バナナ色
10号線	○39-60L ※緑色
11号線	○22-80D ※クリーム色
24号線	○69-60L ※水色
29号線	○39-60L ※緑色

### ○その他の路線

その他	○69-70L ※水色
-----	-------------

- 備考 1. 色彩の変更等には関係機関と十分調整すること。
2. 表-2.5、2.6、2.7以外の色彩で塗装を行う場合は下記条件を満足すること。
- (1) 景観や環境に特に配慮してまちづくりを行う必要がある地域で、色彩、デザイン等に配慮を要する横断歩道橋であること。〔風致地区、住専地区、公園・名所・旧跡周辺道路等〕
  - (2) 東京の顔として、或いは地域の顔として、まちなみの創造に色彩を配慮する必要がある横断歩道橋であること。〔官公庁街、業務商業街、国際会議場・芸術文化施設等周辺道路、駅ターミナル周辺道路等〕
  - (3) 東京都の他の部署などの事業に関連し、色彩、デザイン等に配慮を要する横断歩道橋であること。〔著名橋整備事業、シンボルロード整備事業、歴史と文化の散歩道、武蔵野の路等〕
  - (4) 区市町村等において、面的な整備計画があり、その中にある横断歩道橋で色彩、デザイン等を特に配慮を要する横断歩道橋であること。
3. 色彩変更を行う必要のある横断歩道橋に近接して他の横断歩道橋がある場合、その近接している横断歩道橋に対しても、できるかぎり色彩、デザイン等を配慮して塗装すること。
4. なお、色彩を変更する場合には、主管部と、変更理由、色彩選定理由を確認し、了解を得ること。



写真3. 歩道橋(放射8号)

### (3) 道路照明の色彩・デザインについて

- 2) 照明ポール、引込柱は溶融亜鉛メッキ(HDZ55)仕様を標準とし、貼り紙防止対策を施すこと。  
なお、都市景観や周辺環境条件により、必要に応じて着色処理を施すことができる。着色処理は、アクリルシリコンの処理とし、塗装色は日本塗料工業会標準色○15-20Bを標準とする。(○は発行年記号)  
※こげ茶色

#### (7) 修景照明における基本的な考え方

都市景観等により、特殊な照明器具、照明ポールを設置する必要がある場合は、道路照明施設としての性能を十分満足し、保守性・経済性・耐久性等を十分考慮して選定を行う。  
ランプ等の消耗材料は日本国内において調達が容易なものを用いること。



● 写真4. 都型照明柱



● 写真5. 修景照明柱



#### (4) 標識柱の色彩・デザインについて

- 標識柱の色彩等については、「道路工事設計基準」に記載はない
- 「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」に、原則として灰色または白色とするといった記載がある



写真 6. 標準標識柱



写真 7. 景観に配慮した標識柱

## 【参考】シンボルロード・修景事業

○「東京を代表する道路」や「地域を代表する道路」においては、歴史や文化といった地域の特徴を踏まえた道路修景を実施し、ゆとりやうるおい、利用しやすさに配慮した首都東京にふさわしい道路景観づくりを行っている。



写真8. 内堀通り



写真9. 晴海通り